



令和5年度 山口支部事業計画（案）

令和5年1月13日（金）

1. 基盤的保険者機能関係

○サービス水準の向上

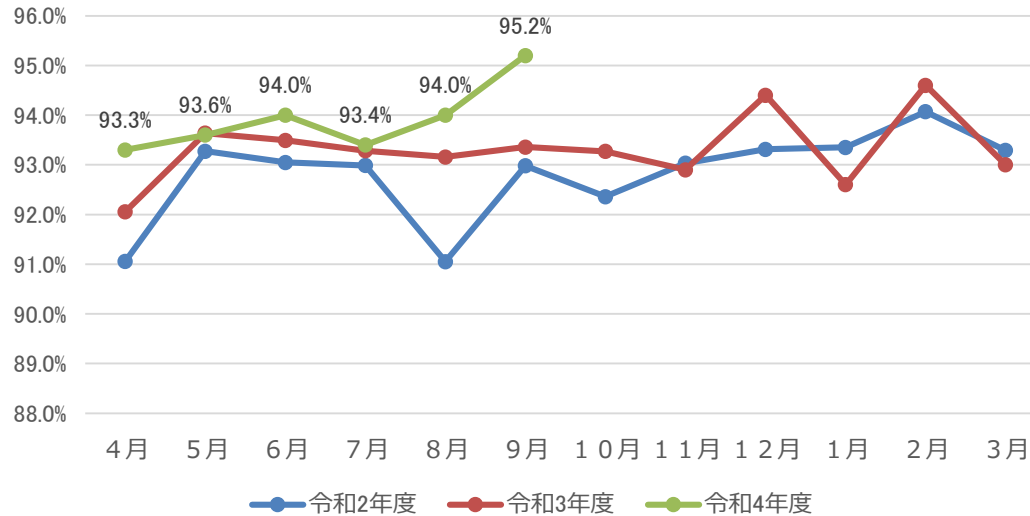
■KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする

取り組み事項	具体的な取り組み内容 等	スケジュール												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）の遵守及び正確な審査の実施	日々の進捗管理の徹底及び月末の所在確認の確実な実施	日次・月次確認												
	達成状況に応じて、スタンダード所要日数等、業務の改善を図る。	日々進捗確認・業務指示												
・加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、相談体制（受電体制及び窓口体制）を整備・強化し、お客様満足度の向上 ・お客様満足度調査結果の活用及びお客様からの意見を反映したサービス水準の向上	お客様満足度調査結果を活用し、加入者目線でサービス改善を実施する。 満足度への影響の大きい項目を重点項目として、毎週水曜日に電話対応自己点検を実施する。	自己点検実施												
	お客様の声等が寄せられた際には、迅速な対応を行い、課題解決に努める。	随時対応												
・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点からの郵送による申請の促進	郵送化の推進について、電話・窓口対応時に郵送での申請を勧める。	随時対応												
	広報誌、メルマガ等で事業主や健康保険委員に対して郵送化・協会ホームページへの誘導を推進する広報を行う。	広報誌等掲載による郵送化促進												
	窓口申請が多い申請書について、切手不要の返信用封筒の活用等、郵送化推進の施策を実施する。	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%; text-align: center;">  </div> <div style="width: 40%; text-align: center;">  </div> </div>												
		限度額利用促進						退職後の任継案内						

○サービススタンダードの達成状況

	サービススタンダード達成率			受付から支払までの所要日数	
	山口支部	全国	KPI	山口支部	全国
令和2年度	100%	99.52%	100%	6.19日	7.47日
令和3年度	100%	99.99%	100%	6.10日	7.44日
令和4年度 (9月末時点)	100%	100%	100%	7.00日	8.10日

○現金給付等の申請に係る郵送化率



	山口支部	全国	KPI
令和2年度	92.8%	94.8%	92.5%以上
令和3年度	93.3%	95.5%	95.0%以上
令和4年度 (10月末時点)	94.1%	95.6%	95.5%以上

現金給付の決定件数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (9月末)
	件数	件数	件数	件数
傷病手当金	12,495	13,020	13,461	8,693
出産手当金	1,760	1,801	1,837	897
出産育児一時金	3,747	3,608	3,461	1,622
埋葬料	472	438	465	188
療養費（食事・生活療養費含む）	7,544	7,038	7,763	3,553
柔道整復施術療養費	121,474	110,294	115,419	55,917
高額療養費	12,936	13,570	13,084	6,251
合計	160,428	149,769	155,490	77,121

1. 基盤的保険者機能関係

○限度額適用認定証の利用促進

取り組み事項	具体的な取り組み内容 等	スケジュール											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
・事業主や健康保険委員に対するチラシやリーフレットによる広報の実施	広報誌への記事掲載や協会ホームページへ誘導する広報を実施する。	定期的に掲載											
・医療機関等と連携した利用促進の実施	医療機関及び県内経済団体等に「限度額セット」の設置依頼を行う。	随時対応											

○現金給付の適正化の推進

取り組み事項	具体的な取り組み内容 等	スケジュール											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。	定期的に審査重要度設定に係るグループ内協議を行い、状況に応じて重要度を設定し、審査強化を図る。	審査強化の徹底											
・不正の疑いのある事案にかかる事業主への立入検査の実施	不正疑い事案が発生した場合には、随時、保険給付適正化会議を開催し、事業主への立入検査等の対応を検討する。	随時開催											
・傷病手当金と障害年金等との併給調整等の確実な実施	年金との併給調整対象者リストを取得後、即時、内容確認に着手し、取得後3ヶ月以内に処理を完了させる。	毎月抽出											

1. 基盤的保険者機能関係

○柔道整復施術療養費における文書照会及び申請内容確認の強化

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

取り組み事項	具体的な取り組み内容 等	スケジュール											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
・ 加入者に対する文書照会の実施	3部位15日以上 of 受診者に対して全件、文書照会を実施し、適正な受診を促進する。	毎月患者照会実施											
	年間を通じ、長期間受診している者に対し、文書照会を実施し、適正な受診を促進する。	毎月患者照会実施											
	加入者に対し、制度の仕組みを理解するためのポスターを作成し、施術所に配布する等、受療に際し正しい理解の普及を図る。	加入者への制度周知											
・ 施術所に対する文書照会の実施	3部位15日以上かつ長期受診の申請を行っている施術所に対し、文書照会を実施する。	申請内容により随時実施											
	長期または濃厚な施術が見受けられる施術所に対し、注意喚起文書を送付する。	申請内容により随時実施											
・ 柔道整復施術療養費審査委員会（柔整審査会）による施術所への指導及び面接確認委員会による申請内容等の確認の徹底	審査会で施術内容に疑義（多部位が多い傾向など）が生じた施術所に対し、注意喚起を図る。	審査会審査により随時実施											
	療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるか確認が必要な施術所に対し、面接確認委員会による確認を行う。	随時実施											
	不正の疑いがある案件については、厚生局に対し、情報を提供する。	随時実施											

○柔道整復施術療養費等における文書照会及び申請内容確認の強化

取り組み事項	具体的な取り組み内容 等	スケジュール											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会の実施	文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する。	審査時の確認											
	内容に疑義が生じた申請について、受診者に対し、文書照会を実施する。	随時実施											
	不正の疑いがある案件については、厚生局に対し、情報を提供する。	随時実施											

○山口支部の柔道整復施術療養費に係る照会件数と支給状況の推移

	照会件数	支給件数	支給額	1件当たり 支給額	3部位15日 以上の割合	KPI
令和2年度	4,497件	110,349件	469,291千円	4,253円 (全国4,412円)	1.49%	1.09%以下
令和3年度	4,112件	115,460件	482,928千円	4,183円 (全国4,319円)	1.16%	1.49%以下
令和4年度 (9月末時点)	2,403件	56,593件	237,318千円	4,173円 (全国4,325円 6月末時点)	1.15%	1.16%以下

1. 基盤的保険者機能関係

○効果的なレセプト点検の推進

(1) 資格点検

取り組み事項	具体的な取り組み内容 等	スケジュール												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
・資格点検の確実な実施及び資格期間外レセプト等の全件調定	医療機関照会を的確に行い、返納金債権へ確実に引き継ぐ。	▶												

(2) 外傷点検

取り組み事項	具体的な取り組み内容 等	スケジュール												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
・外傷点検の効率的な実施	効率的な負傷原因照会等を実施する。	▶												
	第三者行為による受診者に対し、傷病届提出勧奨を確実に実施する。	▶												
・損害賠償請求（求償）にかかる適正な管理及び迅速な事務処理	システムを活用した適正な管理を徹底し、確実に求償する。	▶												
	第三者行為に該当するレセプトの効率的な抽出、特に交通事故等が原因による損害賠償債権は損害保険会社等に対して早期に折衝を図り確実な債権回収に繋げる。	▶												

1. 基盤的保険者機能関係

○効果的なレセプト点検の推進

(3) 内容点検

- K P I : ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする
- ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

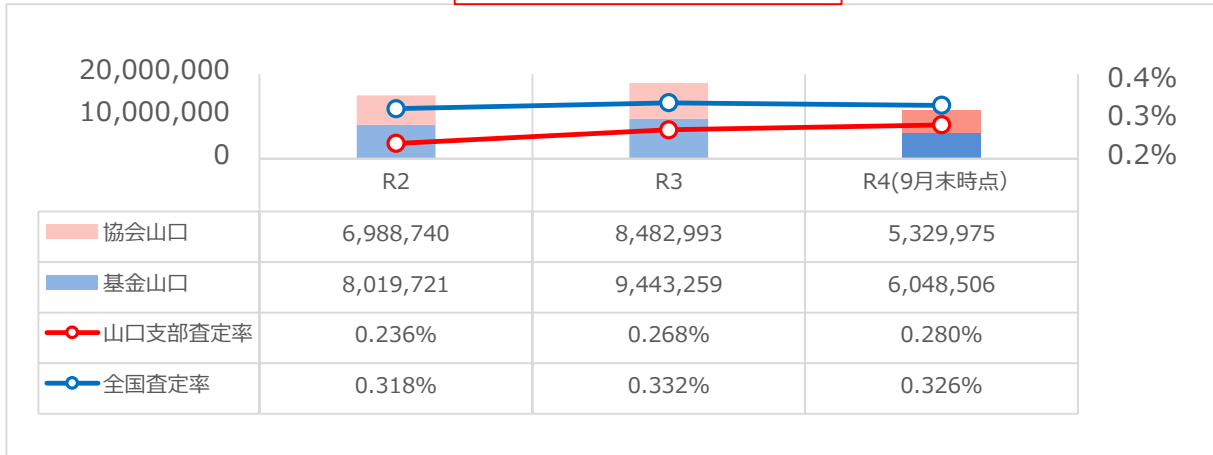
取り組み事項	具体的な取り組み内容 等	スケジュール																				
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3									
・内容点検効果向上計画に基づく効果的なレセプト点検の推進	PDCAサイクルを確実に回して、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）優先的かつ重点的に審査するなど、効果的なレセプト点検を実施し、内容点検効果向上計画を推進する。																					
・社会保険診療報酬支払基金との協議の強化	基金協議の質の充実を図るとともに、基金1次審査で査定すべきと思われる事例の情報提供を行う。																					

○査定点数※・査定率※の推移

【用語解説】 査定点数
 保険医療機関から請求されたレセプト内容点検において、不適当と判断し減点した点数。

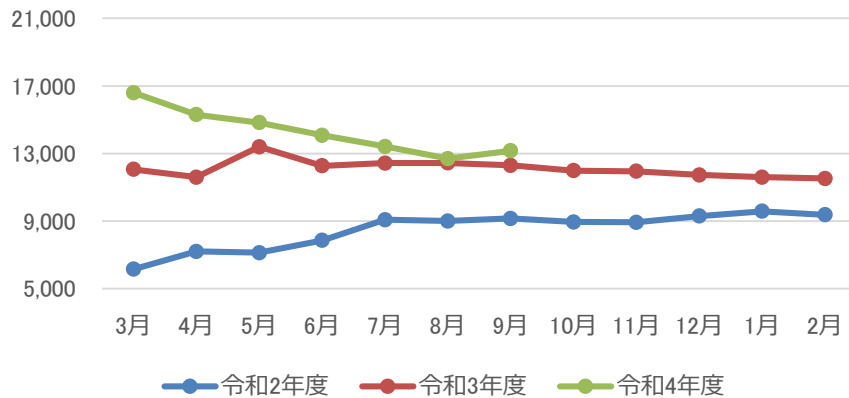
【用語解説】 査定率

査定率 = 査定点数 ÷ 請求点数



	KPI	実績
令和2年度	0.281%以上	0.236%
令和3年度	0.236%以上	0.268%
令和4年度 (9月末時点)	0.268%以上	0.280%

○協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額



	KPI	実績
令和2年度	7,429円以上	9,371円
令和3年度	9,371円以上	11,520円
令和4年度 (9月末時点)	11,520円以上	13,167円

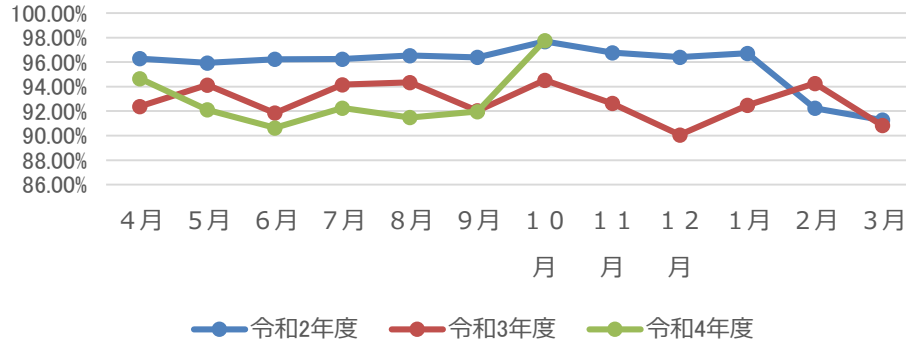
1. 基盤的保険者機能関係

○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進

- KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

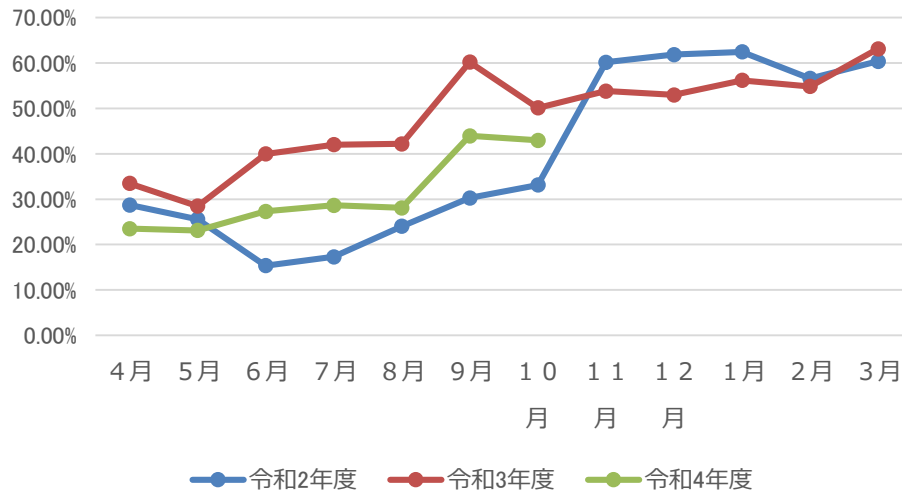
取り組み事項	具体的な取り組み内容 等	スケジュール											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告の徹底	資格喪失処理日から10営業日以内の返納催告を徹底する。	▶											
・被保険者証回収不能届を活用した電話催告等の強化	債権発生防止のため、保険証の未返納者に対して早期の電話催告を実施する。	▶											
・未返納データを活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知	事業所別の保険証回収に係る本部提供データ及び支部作成データを活用し、四半期毎に事業所あてに保険証添付の徹底に関する文書を発送する。			▶			▶			▶			▶
・保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施	・保険者間調整の推進 保険者間調整により返納金債権の回収率向上を図る。特に10万円以上の債務者に対し、保険者間調整による納付を強く促す。	▶											
	・債務者に対し電話催告等確実な実施 債権回収強化月間として、7月、12月に支部全体による電話催告を実施する。	▶											
	・法的手続きの確実な実施 債権残額2万5千円以上を目安に、費用対効果を踏まえた法的手続きを実施していく。	▶											

○資格喪失後1か月以内の保険証回収率



	KPI	実績
令和2年度	96.3%以上	95.82%
令和3年度	95.82%以上	92.80%
令和4年度 (10月末時点)	92.80%以上	94.46%

○返納金債権（喪失後受診に係るものに限る。）の回収率



	KPI	実績
令和2年度	52.34%以上	60.39%
令和3年度	60.39%以上	63.15%
令和4年度 (10月末時点)	63.15%以上	42.97%

○被扶養者資格の再確認の徹底

■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする

取り組み事項	具体的な取り組み内容 等	スケジュール																
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
・未提出事業所への勧奨による回答率の向上	本部勧奨と連携し、未提出事業所への支部勧奨を実施する。												▶					
	社会保険労務士が受託契約を締結している未提出事業所の提出勧奨を社会保険労務士に促す。																	▶
・未送達事業所の調査による送達の徹底	未送達事業所について、(1)事業所へ連絡し再送付(2)年金事務所より事業所情報の提供を受け再送付(3)給付記録から加入者に連絡し事業所所在地確認後再送付(4)事業主住所へ再送付を行う。																	▶
・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認の実施	マイナンバーと紐づけされた被扶養者状況リストを活用した被扶養者再確認業務を実施する。																	▶

(参考) 被扶養者資格の確認書提出率の推移

(参考) 被扶養者資格再確認業務の結果

年度	山口支部	全国平均	KPI
令和元年度	95.2%	91.4%	90.3%以上
令和2年度	93.1%	91.3%	92.0%以上
令和3年度	93.2%	91.3%	95.3%以上

年度	異動届削減人数 (山口)	異動届削減人数 (全国)
令和元年度	634人	66,193人
令和2年度	700人	68,027人
令和3年度	905人	73,047人

1. 基盤的保険者機能関係

○オンライン資格確認の円滑な実施

取り組み事項	具体的な取り組み内容 等	スケジュール												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録促進によるマイナンバー収録率の向上 ・国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用促進への協力 	<p>広報誌、メルマガ等で事業主や健康保険委員に対して、登録促進の広報を実施する。</p>													広報誌掲載による登録促進
	<p>各種研修会・関係機関会議等において、オンライン資格確認の周知、保険証の適正利用やマイナンバーカードの取得の協力を依頼する。</p>													

○業務改革の推進

取り組み事項	具体的な取り組み内容 等	スケジュール												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
<ul style="list-style-type: none"> ・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する業務処理体制の定着による生産性の向上 	<p>日々の審査の中で、確認者による給付審査等のOJTを実施する。</p>													定期的実施
	<p>適宜、勉強会を実施し、職員に必要な知識の習得に努める。</p>													随時
	<p>審査手順書・業務マニュアルの徹底及び効率的な点検を実現するため、育成状況共有会議を月に1回開催する。</p>													月に1回開催
<ul style="list-style-type: none"> ・次期業務システム導入による審査自動化の効果最大化に向けた新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備 	<p>次期業務システムに係る業務マニュアルの内容を全ての職員が理解・共有し、業務を円滑かつ標準的に行う。</p>													適宜実施

保健事業の概況

		令和元年度実績		令和2年度実績		令和3年度計画		令和3年度実績		令和4年度計画	
		実施件数	実施率	実施件数	実施率	実施件数	実施率	実施件数	実施率	実施件数	実施率
健診	(被保険者) 健診対象者	176,695	-	177,445	-	182,831	-	178,703	-	175,910	-
	生活習慣病予防健診	91,623	51.9%	93,342	52.6%	94,890	51.9%	99,145	55.5%	95,275	54.2%
	事業者健診	19,713	11.2%	26,040	14.7%	27,077	14.8%	23,913	13.4%	28,666	16.3%
	計	111,336	63.0%	119,382	67.3%	121,967	66.7%	123,058	68.9%	123,941	70.5%
	(被扶養者) 健診対象者	48,405	-	47,227	-	51,449	-	45,853	-	46,896	-
	特定健診	11,829	24.4%	11,011	23.3%	16,258	31.6%	12,413	27.1%	16,427	35.0%
	健診対象者 計	225,100	-	224,672	-	234,280	-	224,556	-	222,806	-
	健診受診者 計	123,165	54.7%	130,393	58.0%	138,225	59.0%	135,471	60.3%	140,368	63.0%
保健指導	(被保険者) 保健指導対象者	21,607	-	21,791	-	24,637	-	23,329	-	25,408	-
	協会（内部）実施	3,130	14.5%	2,467	11.3%	2,334	9.5%	2,873	12.3%	4,000	15.7%
	委託（健診機関）実施	778	3.6%	820	3.8%	1,225	5.0%	613	2.6%	2,273	8.9%
	委託（専門機関）実施	384	1.8%	399	1.8%	3,270	13.2%	954	4.1%	2,400	9.5%
	計	4,292	19.9%	3,686	16.9%	6,829	27.7%	4,440	19.0%	8,673	34.1%
	(被扶養者) 保健指導対象者	998	-	1,000	-	1,398	-	1,113	-	1,544	-
	委託（外部）実施	143	14.3%	114	11.4%	200	14.3%	113	10.2%	221	14.3%
	協会（内部）実施	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	計	143	14.3%	114	11.4%	200	14.3%	113	10.2%	221	14.3%
	指導対象者 計	22,605	-	22,791	-	26,035	-	24,442	-	26,952	-
	指導実施者 計	4,435	19.6%	3,800	16.7%	7,029	27.0%	4,553	18.6%	8,894	33.0%

2. 戦略的保険者機能関係

○第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

上位目標：高血圧性疾患の外来受診率を全国平均までに減少させる 中位目標：山口支部の血圧リスク保有率を平成28年度平均まで減少させる

取り組み事項	具体的な取り組み内容 等	スケジュール											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
<p>・PDCAサイクルに沿った効率的かつ重点的な事業の推進</p>	<p>①令和5年度の特健診受診率を67.0%以上にする</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診実施機関の不足地域における集団健診の実施 事業者健診結果データを取得するため、外部委託による県、労働局、協会けんぽの三者連名通知での文書勧奨及び電話勧奨を実施 特定健康診査の未受診者対策として、協会けんぽ主催の集団健診を実施 <p>②令和5年度の特健指導実施率を37.0%にする</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診機関及び保健指導専門機関による特定保健指導の実施拡大 <p>③受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診機関による要治療者への受診勧奨を実施 <p>④糖尿病性腎症による人工透析移行者を減少させる</p> <ul style="list-style-type: none"> かかりつけ医と連携した保健指導の実施 <p>⑤健康宣言事業所を毎年200社増やすとともに宣言企業における健診、特定保健指導等の指標を向上させる</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存、新規媒体を利用した広報の展開（血圧指導等） 山口県保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等と連携した広報の展開（山口県の健幸アプリ推進や血圧指導等） 												



会議を開催

2. 戦略的保険者機能関係

○特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

■ KPI:①生活習慣病予防健診実施率 59.2% ②事業者健診データ取得率 16.3% ③特定健康診査実施率 35.0%

【課題】

- 被保険者の生活習慣病予防健診実施機関が不足しており、加入者へ受診機会の提供が十分とはいえない状況にある。
- 被扶養者の特定健診の実施率が低いため、加入者のニーズに応じた機会を提供することで受診喚起を図る必要がある。

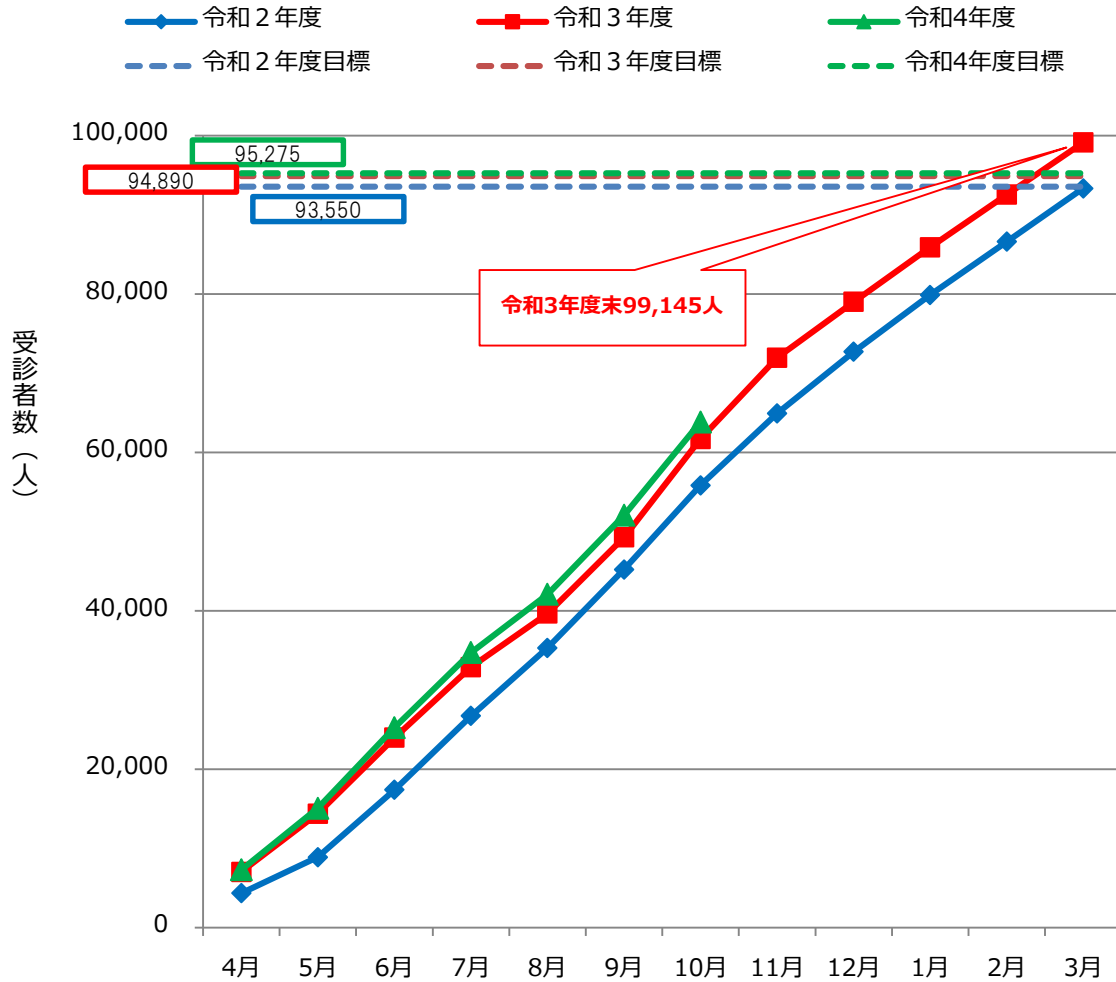
取り組み事項	具体的な取り組み内容 等	スケジュール											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
【生活習慣病予防健診】 生活習慣病予防健診実施機関の不足地域における集団健診の実施および新規受託機関の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団健診実施機関を募り、実施会場の拡大を図る。 ・ 新規受託機関を増やすため健診機関へアプローチを実施する。 ・ 更なる保健事業を充実させるため、健診実施機関と連携し、受診機会の拡大を図る。 												
		前年度より準備											
		[Orange arrow from 4 to 3]											
【生活習慣病予防健診】 支部、生活習慣病予防健診実施機関による生活習慣病予防健診の受診勧奨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診未受診事業所へ健診実施機関と連携した受診勧奨を実施する。 ・ 健診実施機関による受診勧奨及び事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替えを推進する。 												
		前年度より準備											
		[Orange arrow from 4 to 3]											
【事業者健診】 行政機関等関係団体との連携による事業者健診データ提供依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部委託による県、労働局、協会けんぽの三者連名通知での文書勧奨及び電話勧奨を実施。 												
		前年度より準備											
		[Orange arrow from 4 to 3]											

2. 戦略的保険者機能関係

○特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

取り組み事項	具体的な取り組み内容 等	スケジュール																					
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3										
【特定健康診査（被扶養者）】 協会けんぽ主催の集団健診の実施（追加オプション検査の実施） 血管年齢等のオプションを併せて実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 未受診者対策として県内全域において商業施設等で集団健診実施。（6月～3月） 																						
【特定健康診査（被扶養者）】 市町がん検診と特定健診の同時実施の推進	<ul style="list-style-type: none"> がん検診と同時実施できる会場・日数の拡大を図る。 																						
【特定健康診査（被扶養者）】 受診履歴や対象者に応じた多様な受診勧奨	<ul style="list-style-type: none"> G I Sを活用した特定健診経年未受診者への受診勧奨（居住地の付近で受診できる健診実施機関を案内し受診機会を拡大する） 																						

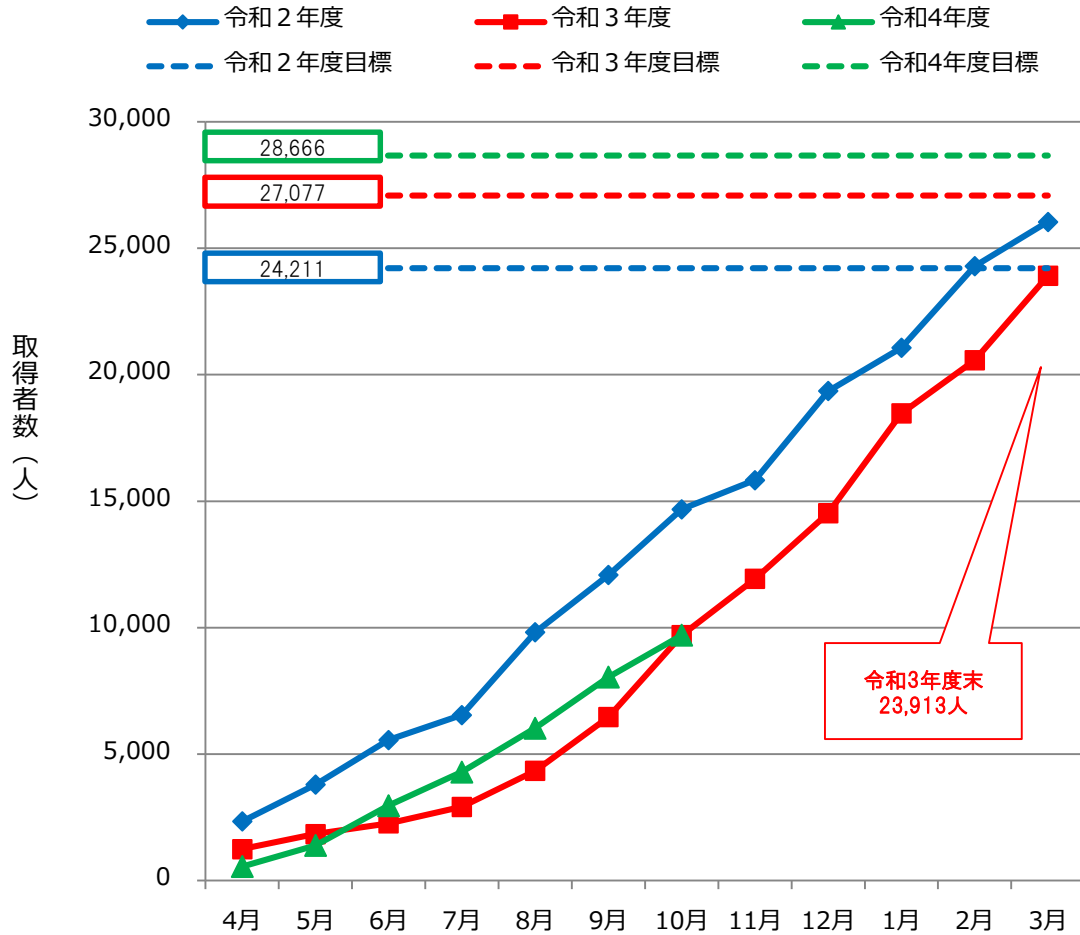
○生活習慣病予防健診実施率



	KPI	実績
令和2年度	51.8%以上	52.6%
令和3年度	51.9%以上	55.5%
令和4年度 (10月末時点)	54.2%以上	36.3%

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	4,335	8,882	17,403	26,732	35,315	45,215	55,842	64,936	72,717	79,891	86,620	93,342
令和3年度	7,036	14,393	23,974	32,890	39,664	49,273	61,712	71,977	79,023	85,918	92,563	99,145
令和4年度 (10月末時点)	7,285	15,062	25,263	34,728	42,093	52,072	63,853					
前年度増減率 (%)	3.5	4.6	5.4	5.6	6.1	5.7	3.5					

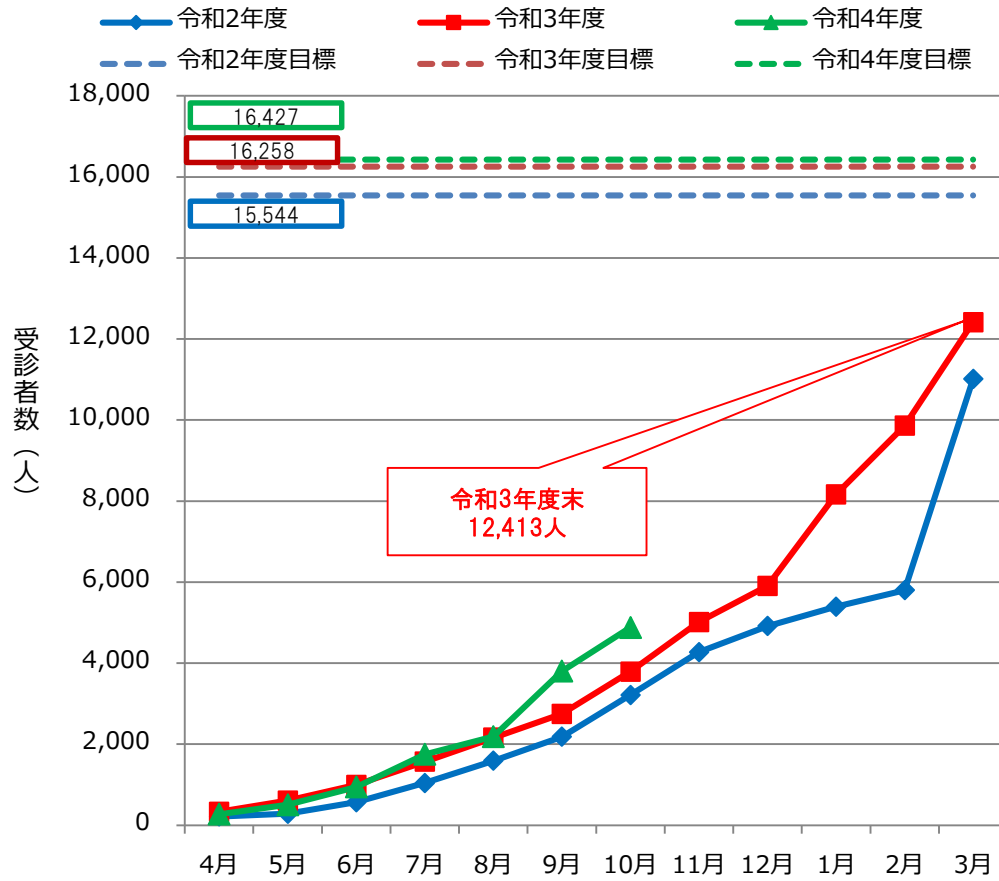
○事業者健診データ取得率



	KPI	実績
令和2年度	13.4%以上	14.7%
令和3年度	14.8%以上	13.4%
令和4年度 (10月末時点)	16.3%以上	5.5%

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	2,340	3,798	5,558	6,547	9,815	12,082	14,679	15,835	19,354	21,065	24,290	26,040
令和3年度	1,245	1,842	2,263	2,916	4,336	6,462	9,700	11,931	14,530	18,467	20,571	23,913
令和4年度 (10月末時点)	555	1,392	2,965	4,296	6,030	8,046	9,703					
前年度増減率 (%)	-55.4	-24.4	31.0	47.3	39.1	24.5	0.1					

○特定健康診査実施率



	KPI	実績
令和2年度	31.6%以上	23.3%
令和3年度	31.6%以上	27.1%
令和4年度 (10月末時点)	35.0%以上	10.4%

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	217	284	566	1,040	1,590	2,181	3,212	4,271	4,916	5,391	5,800	11,011
令和3年度	331	605	995	1,566	2,157	2,746	3,791	5,013	5,905	8,165	9,857	12,413
令和4年度 (10月末時点)	272	502	942	1,749	2,185	3,801	4,879					
前年度増減率 (%)	-17.8	-17.0	-5.3	11.7	1.3	38.4	28.7					

2. 戦略的保険者機能関係

○特定保健指導の実施率の向上

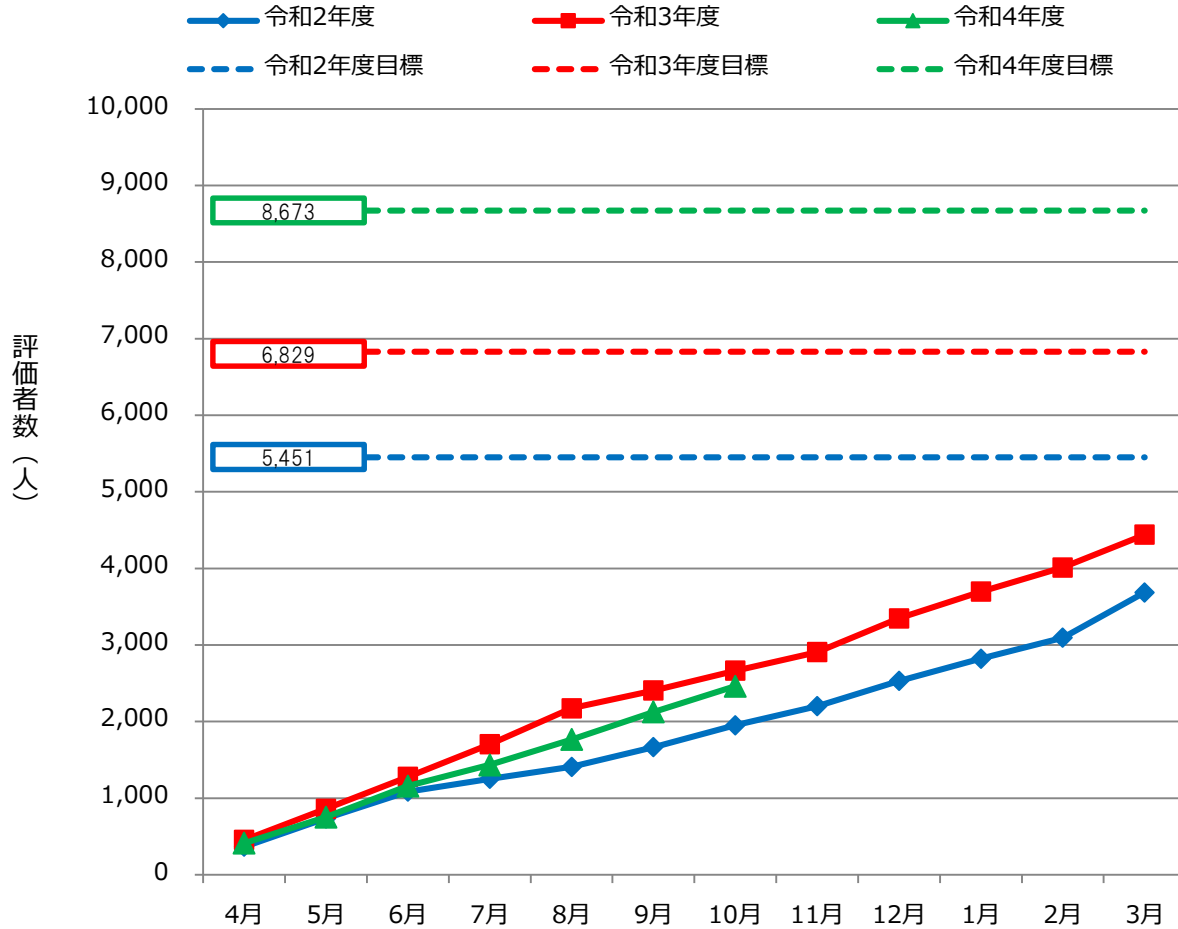
■ KPI: ①被保険者の特定保健指導実施率 38.3% ②被扶養者の特定保健指導実施率: 14.3%

【課題】

- 特定保健指導実施率のさらなる向上のため、健診当日の保健指導を推進するなど機会の拡充および勧奨を強化する必要がある。
- 事業所と連携した健康づくり等の取組みが進んでいないため、事業所支援を推進する必要がある。

取り組み事項	具体的な取り組み内容 等	スケジュール											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
【被保険者】 健診受診者の利便性を考慮し、生活習慣病予防健診当日の特定保健指導の実施拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・健診（指導）機関による特定保健指導の実施拡大 ・加入者、事業所に対し、各種広報媒体を活用し、健診当日に特定保健指導が実施できる健診機関を周知 ・集団健診当日保健指導を推進 												
【被保険者】 保健指導専門機関による特定保健指導の実施拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・協会保健指導者不在地域、二一ズ（遠隔面談、休日等）に応じた委託の実施 												
【被扶養者】 協会けんぽ主催の集団健診当日における特定保健指導利用勧奨	<ul style="list-style-type: none"> ・集団健診当日における保健指導利用の会場および日数の拡大 ・加入者、事業所に対し、各種広報媒体を活用し、健診当日に特定保健指導が実施できる集団健診を周知 												
【人材育成】 関係団体等との共催による研修および保健指導委託機関との研修による指導・面接技術の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・支部主催研修会、保険者協議会主催の研修等の受講によりスキルアップを図る。 ・保健指導委託機関との合同研修会を開催し、指導・面接技術を共有し、保健指導委託機関による特定保健指導の実施拡大を図る。 												

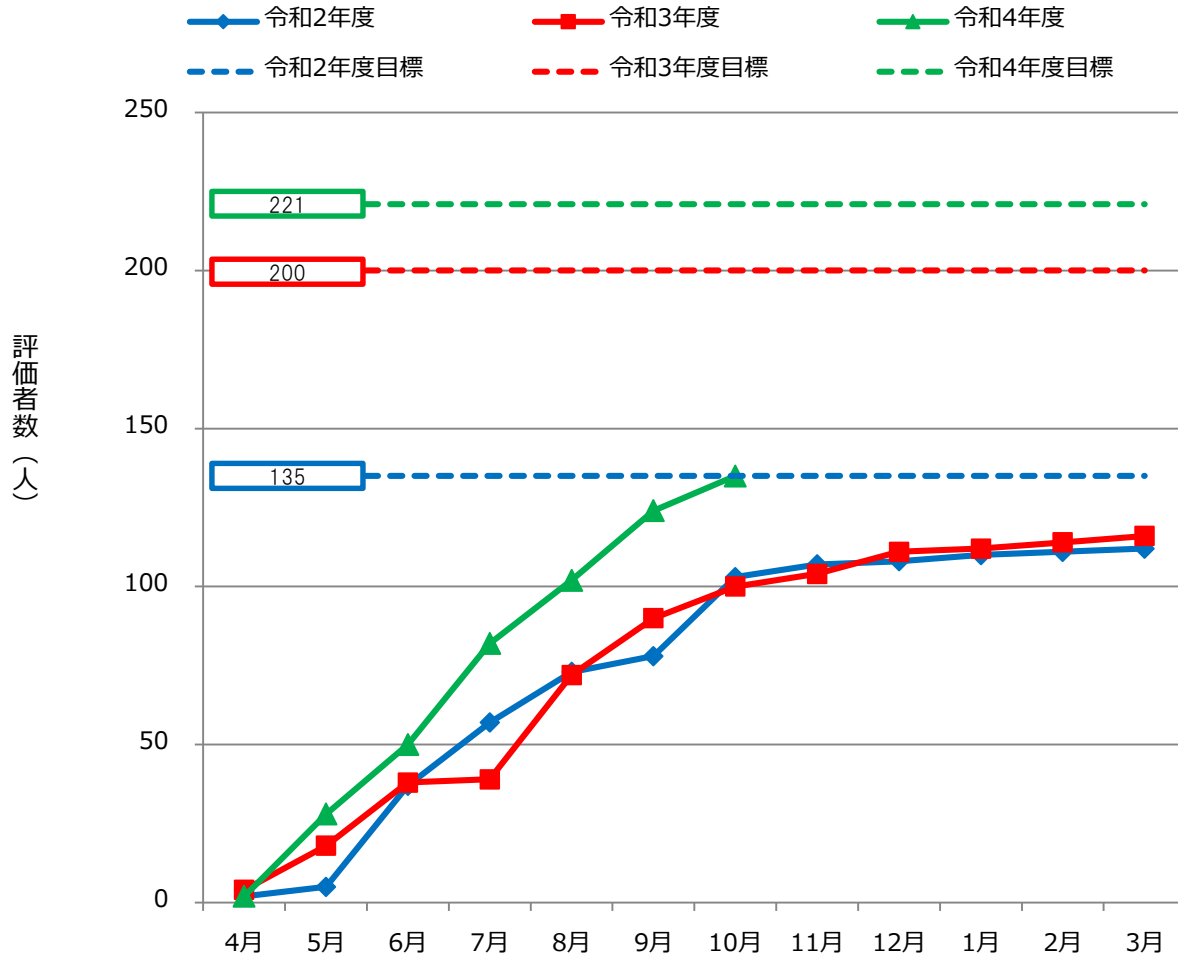
○被保険者の特定保健指導実施率



	KPI	実績
令和2年度	23.0%以上	16.9%
令和3年度	27.7%以上	19.0%
令和4年度 (10月末時点)	34.1%以上	9.7%

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	367	736	1,085	1,252	1,409	1,665	1,952	2,200	2,531	2,821	3,094	3,686
令和3年度	453	861	1,278	1,704	2,173	2,406	2,665	2,907	3,348	3,697	4,013	4,441
令和4年度 (10月末時点)	413	752	1,158	1,434	1,767	2,125	2,462					
前年度増減率 (%)	-8.8	-12.7	-9.4	-15.8	-18.7	-11.7	-7.6					

○被扶養者の特定保健指導実施率



	KPI	実績
令和2年度	10.2%以上	11.2%
令和3年度	14.3%以上	10.2%
令和4年度 (10月末時点)	14.3%以上	8.7%

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	2	5	37	57	73	78	103	107	108	110	111	112
令和3年度	4	18	38	39	72	90	100	104	111	112	114	116
令和4年度 (10月末時点)	2	28	50	82	102	124	135					
前年度増減率 (%)	-50.0	55.6	31.6	110.3	41.7	37.8	35.0					

○コラボヘルスの推進（健康経営）

■KPI：健康宣言事業所数を1,100事業所以上とする

取り組み事項	具体的な取り組み内容 等	スケジュール											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
<p>・健康宣言事業所拡大に向けた勧奨</p>	<p>以下の4つのアプローチにより「健康経営」の理念を普及させ、健康宣言事業所の拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部保健師を活用し、保健指導実施時に訪問企業へのアプローチを実施 												
	<ul style="list-style-type: none"> ・経済団体等、経営層へのアプローチが可能な団体と連携 												
	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員で健康宣言をしていない事業所を中心に、外部委託業者を活用し、制度参加の文書勧奨・電話勧奨を実施 												
	<ul style="list-style-type: none"> ・健康宣言事業所の増加のため、訪問時や勧奨時に使用する、健康経営の趣旨や取り組み事例等の記載したパンフレットを作成する。 												
<p>・健康宣言事業所に対する支援、フォローアップの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康宣言事業所を対象とした健康測定器の貸与、メンタルヘルス等オンライン講座、歯科健診等、健康づくりに向けたサポートの実施 ・関係団体と連携し、「やまぐち健幸アプリ」の普及推進を行い、運動習慣の改善を図り、血圧のリスク保有率、代謝のリスク保有率逓減につなげる。 												
	<ul style="list-style-type: none"> ・支部保健師と連携し、健康宣言事業所に対するフォローアップとして事業所訪問を実施 												
	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県や関係団体との共同による健康経営セミナーの実施 ・充実した健康づくりの取り組みを行った事業所に対し知事表彰を行う。 												

○広報・健康保険委員関係

■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を65.0%以上とする

取り組み事項	具体的な取り組み内容 等	スケジュール											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
・事業主や加入者に向けた定期的な情報発信	広報誌「いきいきつうしん」やメールマガジン、ホームページによりタイムリーな情報を定期的に発信する。また、「協会だよりやまぐち」等、関係団体の広報誌に掲載いただくため、タイムリーな記事を提供する。	▶											
	県、経済団体等との各種セミナーや機関誌を活用し、協会けんぽの事業の広報を実施	▶											
	支部加入者の医療費や健診結果データの特徴を知ってもらい、具体的な対策（生活習慣改善・特定健診受診・健康経営宣言等）等について、ホームページやリーフレットで健康づくりに関する情報を提供する。	▶											
・メールマガジン登録者数の拡大	「いきいきつうしん」等広報物による定期的な勧奨を行う。	▶											
	健康保険委員への定期的な勧奨および委嘱勧奨と併せて勧奨を実施	▶											
	関係団体訪問時や各種セミナー実施時に勧奨を実施	▶											
・山口県公式「やまぐち健幸アプリ」の普及促進による運動習慣等健康意識の向上	関係団体と連携し、「やまぐち健幸アプリ」の普及促進を行い、運動習慣の意識付けなどヘルスリテラシー向上の取り組みを実施	▶											

○広報・健康保険委員関係

■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を65.0%以上とする

取り組み事項	具体的な取り組み内容 等	スケジュール												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
・山口県立大学と連携した健康情報提供によるヘルスリテラシーの向上	山口県立大学看護栄養学部との連携強化を図り、支部広報ツール等による健康情報発信を行い、ヘルスリテラシーの向上を図る。	▶												
・支部加入者の医療費や健診結果の特徴および対策等に関する情報の提供	支部加入者の医療費や健診結果の特徴および対策等について、ホームページやリーフレットで健康づくりに関する情報を提供する。	▶												
・健康保険委員への情報提供やセミナー等の実施および委嘱者数の拡大	広報誌「健康保険委員だより」によりタイムリーな情報をメールマガジンにより提供する。	▶					▶					▶		
	DMによる新規勧奨及び支部職員による電話・訪問勧奨の実施	▶												
	支部保健師を活用し、保健指導実施時に訪問企業への勧奨を実施	▶												
	健康保険委員を対象としたメンタルヘルス対策等のオンライン研修会の開催			▶							▶			
	事務手続き冊子やメールマガジンを活用した多角的な広報を実施	▶					▶					▶		
・インセンティブ制度の周知広報の強化	各種セミナーや広報誌、メールマガジン、ホームページ等を活用し、インセンティブ制度の仕組みや意義を理解し事業主・加入者の行動変容を促す広報を実施	▶												

2. 戦略的保険者機能関係

○ジェネリック医薬品関係

薬剤師会・県等と連携した取り組み

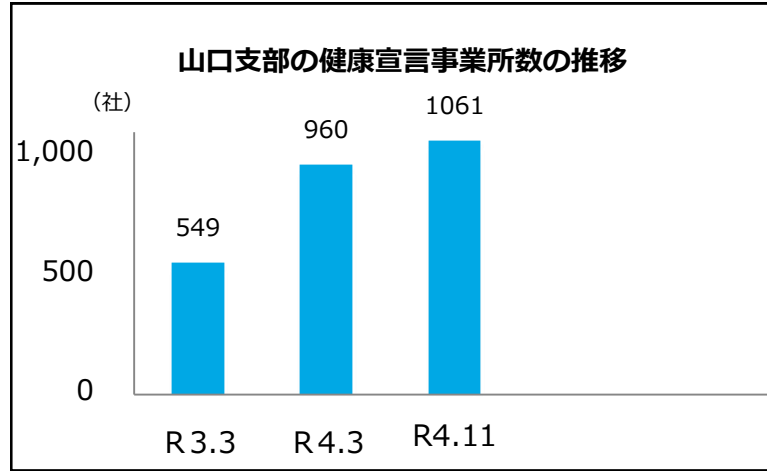
■ KPI:協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で対前年度以上とする

取り組み事項	具体的な取り組み内容 等	スケジュール																
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
・ 山口県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会への参画および意見発信	協議会に委員として参画のうえ、ジェネリック使用促進に向けて、積極的に意見発信を行う。																	
・ 情報提供ツールを活用した使用促進に資する取り組みの実施	薬局、医療機関に対し、自機関の使用割合が一目で把握できる資料を送付する。（薬局に対しては、薬剤師会との2者連名で送付）																	
・ 本部提供リストを活用した定期的な統計分析	調剤薬局リストを活用し、県内各地域のジェネリック医薬品使用割合等に係る統計資料を作成。県や薬剤師会に提供し使用促進を図る。																	
	医薬品実績リストを加工し、HPに掲載する他、医療機関・薬局にも活用を促す。																	

加入者にダイレクトでアプローチする取り組み

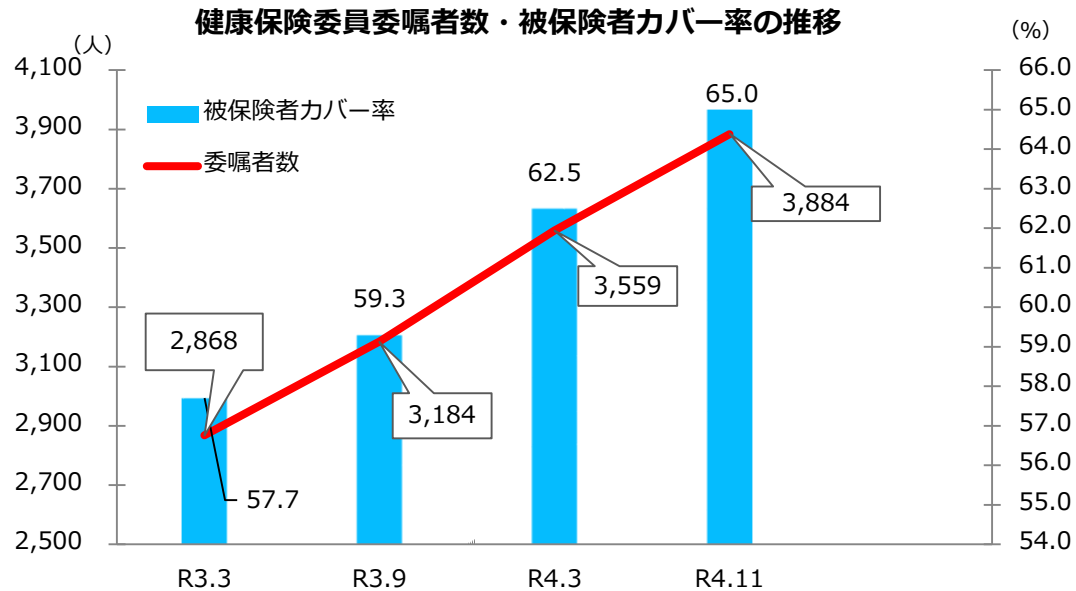
取り組み事項	具体的な取り組み内容 等	スケジュール																
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
・ 自己負担軽減額通知の実施	先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お薬代の負担軽減が一定額以上見込まれる方へ「ジェネリック医薬品軽減額通知」を送付する。																	
・ 加入者に対する広報等を通じた使用促進	ジェネリック医薬品使用促進セミナーの実施（県との協働開催）																	
	市町と協同して、若年者に対するジェネリック医薬品使用啓発チラシを配布する。																	

○健康宣言事業所数



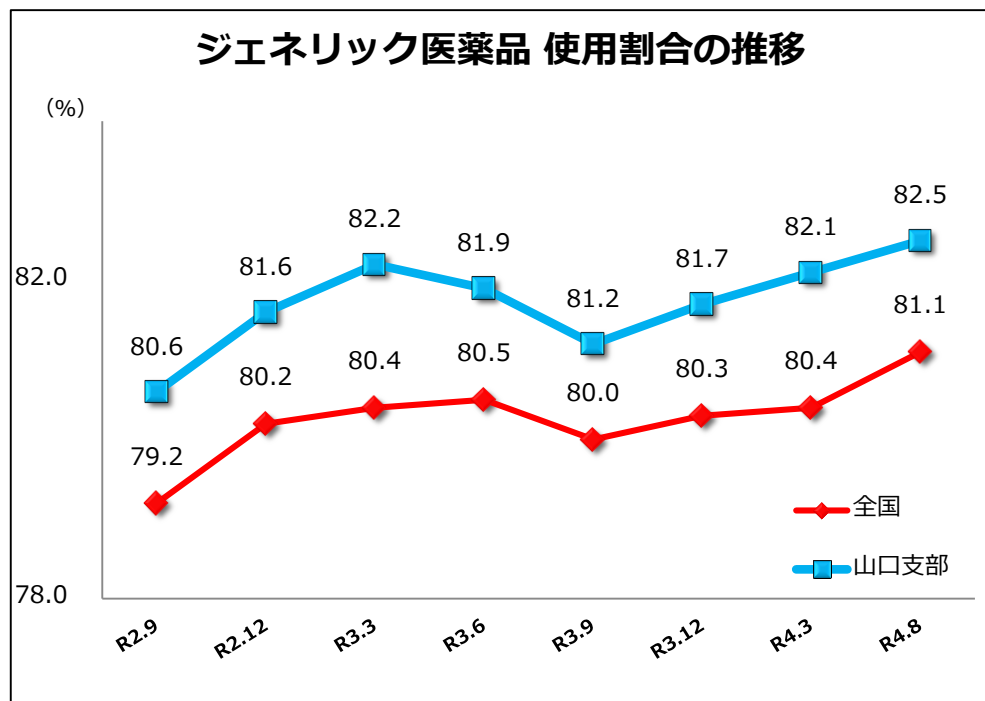
	KPI	実績
令和2年度	—	549社
令和3年度	600社以上	960社
令和4年度 (11月末時点)	900社以上	1,061社

○健康保険委員委嘱者数・被保険者カバー率



	KPI	実績
令和2年度	56.5%以上	57.7%
令和3年度	60.0%以上	62.5%
令和4年度 (11月末時点)	61.5%以上	65.0%

○ジェネリック医薬品使用割合



	KPI	実績
令和2年度	80.5%以上	82.2%
令和3年度	81.5%以上	82.1%
令和4年度 (8月末時点)	前年度以上	82.5%

2. 戦略的保険者機能関係

○医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ

■KPI:効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

取り組み事項	具体的な取り組み内容 等	スケジュール												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
・地域医療構想調整会議等、各種協議会への参画、意見発信	地域医療構想調整会議に参画のうえ積極的に意見発信を行う。													
	国民健康保険運営協議会、地域・職域連携推進協議会等に参画のうえ積極的に意見発信を行う。													
・医療費の特性等、医療費適正化対策につながる分析等の実施	支部HP等を活用して、山口支部加入者の一人あたり医療費等の統計情報を定期的に掲載し発信を行う。													
・医療費等分析結果に基づく意見発信や効果的な取り組みの実施	レセプトデータ、健診データ等を業態・年齢階級・地域別に細分化し、支部の傾向・課題について分析を行い、各種協議会における意見発信に活用する。													

○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

取り組み事項	具体的な取り組み内容 等	スケジュール												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
・自治体、関係団体および他保険者との連携・協働の推進	被扶養者向け特定健診の広報を市町に依頼													
	県、市町の健康づくり事業の広報を実施													
・評議会の開催	日程調整、資料作成等はスケジュールを立て、余裕を持って実施する。資料は、HPの掲載を踏まえ、評議員はもちろん、事業主・加入者の皆様へも分かりやすくなるよう工夫する。													
		 <div style="text-align: center;">評議会を開催</div>												

○その他の保健事業

取り組み事項	具体的な取り組み内容 等	スケジュール											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
・歯周病・生活習慣病予防を目的とした歯科健診事業	健康宣言企業等を対象とした集団歯科健診・個別歯科健診の実施												
・加入者の健康づくりに資する各種取り組みの実施	運動習慣の定着を目指した運動施設優待の利用勧奨 地域・職域連携推進協議会等を通じた健康イベント等への共催・ 参画												

○その他の医療費適正化事業

取り組み事項	具体的な取り組み内容 等	スケジュール													
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
・多剤併用者等への服薬情報通知の送付およびマイナンバーカード普及促進事業	医科・調剤レセプトより継続服薬中の多剤併用等の対象者を抽出し、多剤投与や相互作用、重複投与などの可能性がある患者へ服薬情報を一本化した「服薬情報通知」を送付。また、マイナンバーカード普及促進のために、啓発チラシを同封して、マイナンバーカード取得率の向上を図る。														

○組織の適切な運営

取り組み事項	具体的な取り組み内容 等	スケジュール												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
・リスク管理の徹底	災害時の対応、安否確認システムの登録を徹底すると共に、随時リスク管理委員会を開催する。													
	新型コロナウイルス感染防止のため、3密回避等の感染防止対策の徹底を図る。													
・コンプライアンス、個人情報保護等の徹底	定期的に自主点検を実施し、その結果を踏まえてコンプライアンス委員会、個人情報保護管理委員会を開催する。													
・ハラスメント対策の確実な実施	ハラスメントを発生させないため定期的な職員研修の実施と体制の構築を図る。													
・労働安全衛生の推進	産業医を含めた衛生委員会を毎月実施し、健康経営宣言事業所として職員の健康づくりを実践する。													

3. 組織体制関係

○OJTを中心とした人材育成

取り組み事項	具体的な取り組み内容 等	スケジュール														
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
・OJTの実践および効果的な支部の実情に応じた研修の実施	研修実施計画に基づいた研修を着実に実施するとともに、定期的に職員に必要となる勉強会や支部の課題等に応じた研修を実施する。															

○費用対効果を踏まえたコスト削減

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。前年度において20%以下となった場合は前年度以下とする。
 なお、今年度において一般競争入札件数が4件以下となる場合は一者応札件数を1件以下とする。

取り組み事項	具体的な取り組み内容 等	スケジュール														
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
・調達審査委員会開催等による適正な調達の実施	調達仕様書送付業者の拡大のため、入札公告期間を一定期間確保することを徹底する。															
	調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査や公告後の業者への声掛けを実施し、一者応札案件の減少に努める。															
・節電等取り組みによるコスト削減の実施	予算の執行管理を適切に行うとともに、管理状況を職員へ周知することで、コスト削減意識の向上に努める。															
	電気使用量及び消耗品の使用について、「見える化」したものを継続して職員に周知のうえ、コスト削減意識の向上に努める。															